

第7次 葛巻町生涯スポーツ推進計画



葛巻町教育委員会

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1

第2章 葛巻町におけるスポーツ推進の方策

1. 町の目指すべき将来像	2
2. まちづくりの視点	2
3. まちの基本目標	2
4. 生涯学習の目標	3
5. スポーツ推進における現状と課題	4
6. スポーツ推進の基本理念	4
7. スポーツ推進の柱と実践施策	4
8. スポーツ推進体系図	5

第3章 計画の実践に向けて

1. スポーツ推進基本計画	
(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	6
(2) スポーツに関わる組織・人材の支援	7
(3) スポーツツーリズムの推進	7
(4) スポーツ基盤の整備	8
2. スポーツ推進施策	
(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	8
(2) スポーツに関わる組織・人材の支援	9
(3) スポーツツーリズムの推進	9
(4) スポーツ基盤の整備	9

資料編

1. 人口・世帯の状況	10
2. スポーツを取り巻く環境	12
3. スポーツに関するアンケート調査実施報告	16
4. 葛巻町生涯スポーツ推進体系とPDCAサイクルプロセスイメージ図	33
5. 葛巻町生涯スポーツ推進協議会規約	34
6. 葛巻町スポーツ推進審議会条例	36
7. 葛巻町スポーツ推進委員に関する規則	37

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国では、昭和36年に制定した「スポーツ振興法」を平成23年に全面改正し、「スポーツ基本法」を施行しました。同法の前文では、「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」とし、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適正等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することができる機会が確保されなければならない。」と規定されています。

また、同法第9条において、国にスポーツ基本計画の策定が義務付けられ、同法第10条では、地方公共団体に対し、国の計画を参酌して、地方の実状に即したスポーツ推進に関する計画を定めるよう努めるものとする明記されました。

葛巻町においては、生涯スポーツの振興について、昭和61年4月に「スポーツを、いつでも、どこでも、いつまでも」をスローガンとして「葛巻町スポーツ振興計画」(第1次)を策定し、諸施策の推進に努めてきました。現在は、社会体育館や総合運動公園などのスポーツ施設を活用しながら、NPO法人葛巻町スポーツ協会をはじめ、各地区体育振興会の積極的な取り組み、実践団体の育成と活動の促進により、町のスポーツ推進が図られてきました。

この度、平成29年度に策定した「第6次葛巻町生涯スポーツ推進計画」が令和3年度をもって終了することと、平成23年に施行されたスポーツ基本法第10条の規定により、今後のスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進するため、国の基本計画を参酌し「第7次葛巻町生涯スポーツ推進計画」を策定するものとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、「スポーツ基本法」の理念を踏まえ、平成24年3月に策定された国の「スポーツ基本計画」を参酌し策定するものであり、町の最上位計画である「葛巻町総合計画」や関連計画及び国・県の計画との整合性を図り、スポーツ推進のための方針を示すものとして位置付けます。

3 計画の期間

本計画は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。



第2章 葛巻町におけるスポーツ推進の方策

1 町の目指すべき将来像

葛巻町では、平成28年に策定した「葛巻町総合計画」において、まちづくりの姿勢である「新たな発想」、「資源の探求」、「自立への挑戦」、「協働から協創へ」の考えを持ち、「ひと」や「地域」、そして「資源」を効果的に結び付け、新たな明日を築いて生きたいという強い意志と決意を込めて、町の将来像を次のように定めました。

未来を協創する高原文化のまち

2 まちづくりの視点

(1) 心の通い合いを大切にす

まちづくりで何よりも大切にしていかなければならないのは人の「こころ」です。町民誰もが、心の豊かな生活を送ることができ、日々、幸福を実感できるようにすることが重要です。経済面や精神面での不安がないことはもちろん、人と人との「こころ」が通い合い、みんなの笑顔が溢れるまちづくりを目指します。

(2) あしもの宝を磨き輝かせる

本町には、都市にはない山村であるからこそ得られる豊かさがあります。美しい自然に恵まれ、野や森からは貴重で価値のある産物が得られます。先人が残してきた素晴らしい知恵や文化もあります。こうしたものは都市化が進んだ現代社会において、宝物だと言えます。その宝を埋もれさせるのではなく、磨きをかけ輝きを与えていくまちづくりを目指します。

(3) 未来に向かって果敢に挑戦する

まちづくりを進めるにあたっては、未来に向かって高い理想を描くことや、絶えず新しいものに挑戦し続けていく強い意志が大切です。夢を持つこと、願いを強くすることこそが前に進む原動力になります。そして厳しい状況を打開し乗り越えるためには、思い切って大胆な取組をするまちづくりを目指します。

3 まちの基本目標

(1) 基本目標1 「いきいきと輝き続ける“ひと”」

～助け合いの豊かなこころを育み 次代を担う人材教育の充実～

次代を担う子どもたちが、様々な経験を通して、将来への夢を思い描ける機会の創出に努めるとともに、町の魅力や地域の良さを再認識し、次の世代へ継承していくための新しい時代に即した教育の充実に努めます。

(2) 基本目標2 「誰もが住みたくなる“まち”」

～安心して生活できる 魅力ある暮らしの実現～

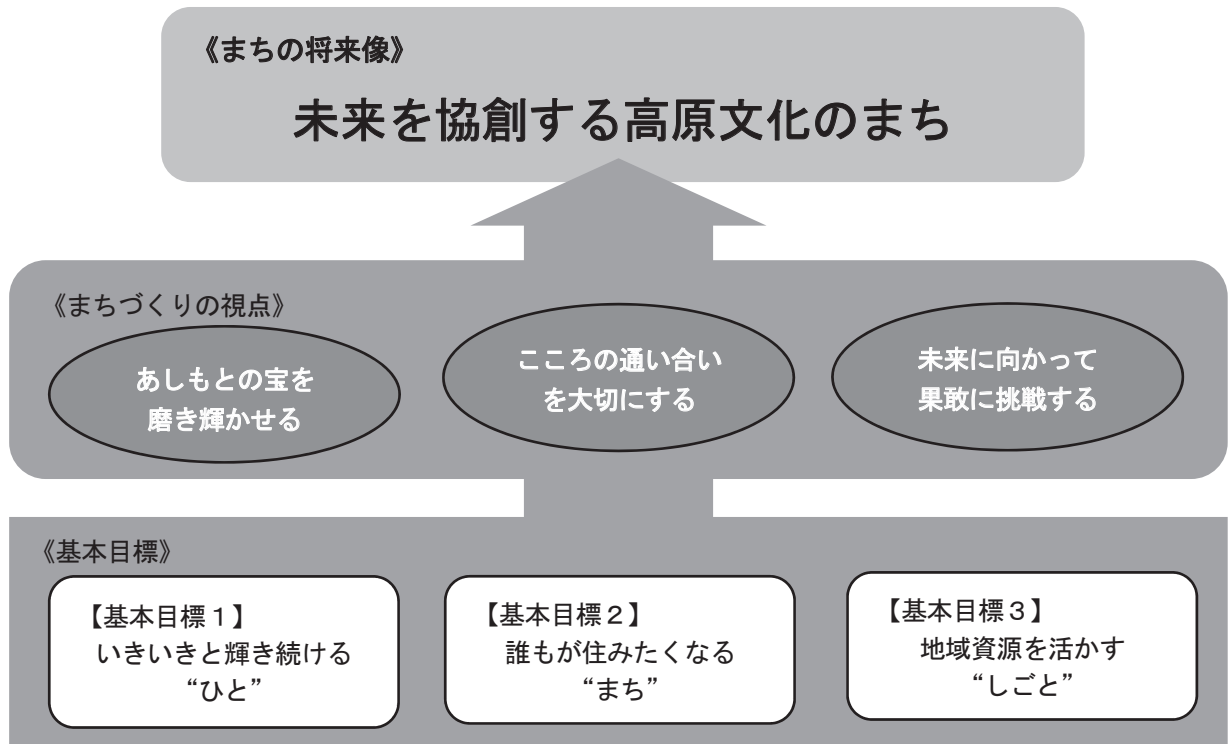
町が持つ自然、空間、ゆとりを大切にしながら、町民がこころ安らぐ快適な生活を送ることができるような住環境を整えていくとともに、安全・安心を実感できる基盤の充実を進め、町民一人ひとりが主役となり、住み続けたいと思えるまちづくりに努めます。

(3) 基本目標3 「地域資源を活かす“しごと”」

～地域産業の新たな展開による 安定した地域経済の構築～

町の持つ様々な魅力や資源を最大限に活かし、酪農や林業、IT産業、エネルギー、商工業など、地域産業の高付加価値化とブランド化を推進し町民の所得向上に努めます。

また、新規就農や起業家支援、企業誘致などにより若者の雇用創出を図り、山村にある力・魅力をより一層輝かせることで、交流人口の拡大はもとより、移住・定住人口の増加につなげ、活力と賑わいのあるまちづくりに努めます。



4 生涯学習の目標

総合計画にある町づくりの視点と目標を踏まえ、この目標を実現するのは「人である」という視点から、「人のこころを育む」ことを生涯学習の目標とし、平成5年10月に「生涯学習の町宣言」を行い、次の4つの「ふれあい」の心を定めました。

(1) 自然とのふれあい

緑豊かな高原と清らかな馬淵川の流れに代表される美しい郷土の自然をこよなく愛し、いつまでも大切にする心です。

(2) 人間とのふれあい

信用と信頼で結ばれた強い人間関係を地域の中で構築できるよう、人との関わりを大切にし、お互いを尊重し合う中でともに成長しようとする心です。

(3) 文化とのふれあい

進んで文化や芸術に親しむとともに、良い伝統を継承しながら、新しい文化を創造する心です。

(4) スポーツとのふれあい

生涯にわたって、健康で豊かな生活を送るために、いつでも、どこでも、だれでも、スポーツやレクリエーションを楽しむ心です。

5 スポーツ推進における現状と課題

- (1) 総合運動公園やスポーツ備品の整備などによるスポーツ施設の充実と、スポーツ合宿支援制度によりスポーツ合宿や大会が増加傾向にあります。
- (2) 町民総合体育大会やチャレンジデーの開催、各種スポーツ教室などの実施により、町民がスポーツに触れる機会が多く充実しています。
- (3) スポーツに触れる機会の多さに比べて、成人スポーツ実施率が比較的 low、また、児童生徒に肥満傾向がみられます。
- (4) 人口減少等により、団体競技の継続が困難になっているほか、指導者やコーディネーター等の人材が不足しています。
- (5) スポーツ施設の老朽化が進み、修繕費が高まっています。

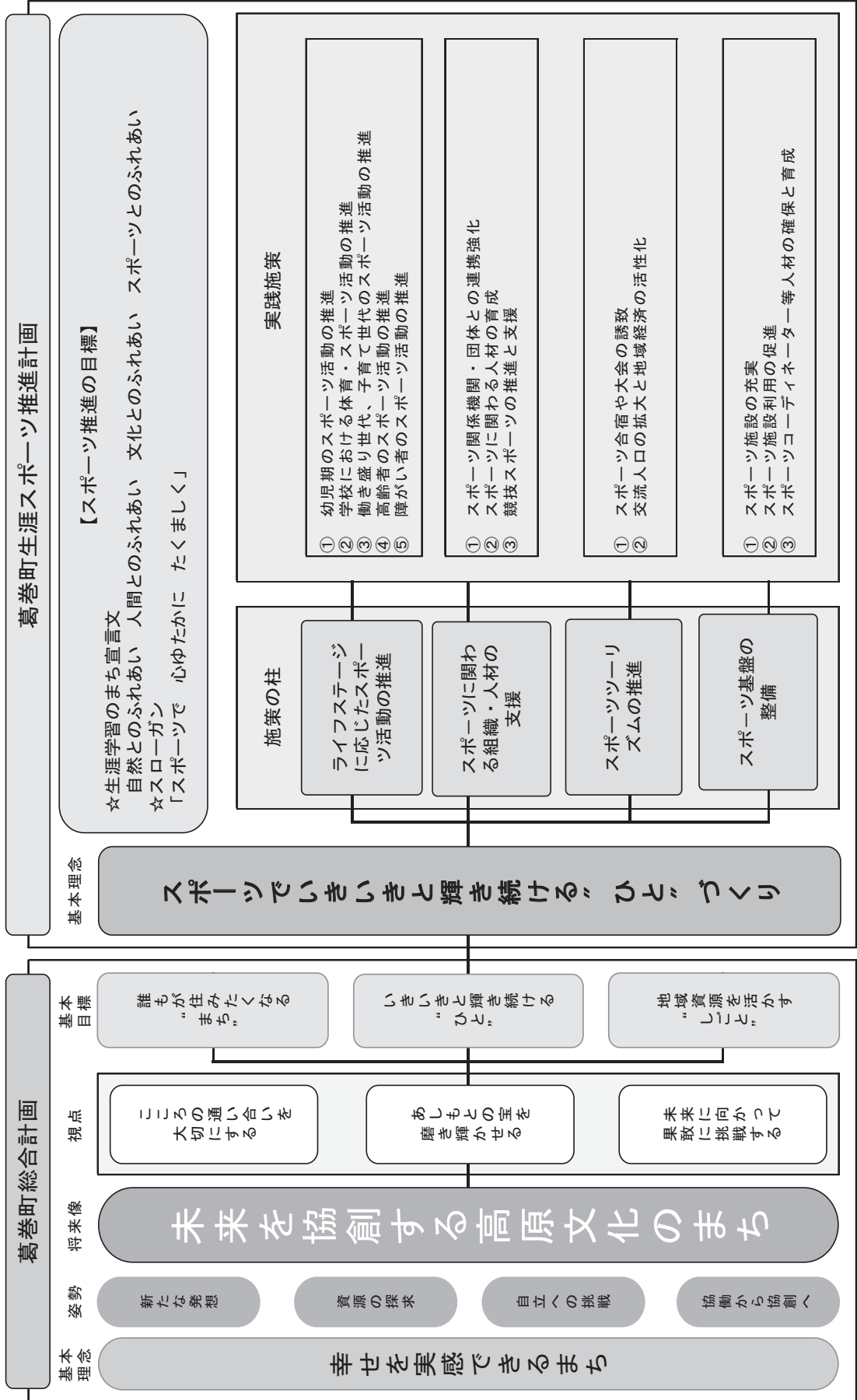
6 スポーツ推進の基本理念

総合計画にある目標を達成し将来像を実現するために、スポーツ分野においては、基本理念を次のとおり設定します。

スポーツでいきいきと輝き続ける”ひと”づくり

7 スポーツ推進の柱と実践施策

- (1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - ① 幼児期のスポーツ活動の推進
 - ② 学校における体育・スポーツ活動の推進
 - ③ 働き盛り世代、子育て世代のスポーツ活動の推進
 - ④ 高齢者のスポーツ活動の推進
 - ⑤ 障がい者のスポーツ活動の推進
- (2) スポーツに関わる組織・人材の支援
 - ① スポーツ関係機関・団体との連携強化
 - ② スポーツに関わる人材の育成
 - ③ 競技スポーツの推進と支援
- (3) スポーツツーリズムの推進
 - ① スポーツ合宿や大会の誘致
 - ② 交流人口の拡大と地域経済の活性化
- (4) スポーツ基盤の整備
 - ① スポーツ施設の充実
 - ② スポーツ施設利用の促進
 - ③ スポーツコーディネーター等人材の確保と育成



第3章 計画の実践に向けて

1 スポーツ推進基本計画

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

【実践施策①】 幼児期のスポーツ活動を推進します。

幼児期に運動習慣を身につけることは生涯にわたるスポーツ活動の基礎となるものです。子どもが興味や関心に応じて体を動かすことができるよう、スポーツ体験機会の充実に取り組みます。

- ・子どもの成長に合わせた「コーディネーショントレーニング」など運動機能向上を目的としたスポーツ教室を実施します。
- ・親子で楽しめるスポーツ教室やイベントを開催します。

【実践施策②】 学校における体育・スポーツ活動を推進します。

小中学生のスポーツ活動については、児童生徒数の減少などによりスポーツ少年団活動や部活動の継続が困難な状況も見受けられることから、家庭・地域・学校が連携した地域の特色に応じた地域部活動などのスポーツ活動が継続できる仕組みの構築に取り組みます。また、学校における体育では、地域の人材を活用し授業をサポートしてもらいながらスポーツ活動の推進を図ります。

- ・スポーツ少年団の活動を支援します。
- ・小中体連の活動を支援し、主催する各種大会を協力連携し実施します。
- ・中学生の部活動においては、国が進める「地域運動部活動」の実施について推進します。
- ・地域学校協働活動を推進し、体育の授業に地域の人材を活用することで、子ども達のスポーツ活動の推進を図ります。

【実践施策③】 働き盛り世代、子育て世代のスポーツ活動を推進します。

働き盛り世代は、仕事や子育てなどで忙しく、スポーツを習慣化することが難しいことから、町主催のスポーツイベントやスポーツ教室を実施し、スポーツの機会を提供します。また、個人で実施できるようなスポーツ情報の提供や環境整備に努めます。

- ・町民総合体育大会やチャレンジデーの実施により、スポーツの機会を提供します。
- ・ウォーキングやサイクリングなど生活で取り組みやすい活動のきっかけを創出します。

【実践施策④】 高齢者のスポーツ活動を推進します。

高齢者のスポーツ習慣は介護予防や健康長寿につながります。高齢者が、定期的に体を動かすことで生きがいにもつながることから、高齢者がスポーツできる環境づくりに取り組みます。

- ・高齢者に合わせた安全な運動やスポーツ活動の機会の提供と環境の整備に努めます。
- ・健康福祉課と連携して、介護予防や認知症予防につながるようなスポーツ活動を推進します。

【実践施策⑤】 障がい者のスポーツ活動を推進します。

障がい者のスポーツ活動は、社会参画のために身体機能の向上につながり、生きがいや地域とふれあう機会となります。障がい者のニーズを把握し、スポーツ活動ができる環境整備に努めます。

- ・健康福祉課と連携し、障がい者の身体機能向上を目的としたスポーツ教室を実施します。
- ・スポーツ活動を通じて障がいのある方への理解と認識を深めます。

(2) スポーツに関わる組織・人材の支援

【実践施策①】スポーツ関係機関・団体との連携を強化します。

スポーツの推進を図るためには、町民のスポーツ活動を支える団体や人材が重要です。NPO法人葛巻町スポーツ協会をはじめ、各地区体育振興会、各競技団体と連携し、地域スポーツの推進に取り組みます。

- ・スポーツ活動を推進するために、生涯スポーツ推進協議会を中心に推進体制の充実を図ります。
- ・地区体育振興会と連携して、各地区のスポーツ活動を支援します。
- ・町スポーツ協会が中心となり設立した「総合型地域スポーツクラブ」の安定した自主運営を行うため、活動の拡充を図ります。

【実践施策②】スポーツに関わる人材を育成します。

地域でのスポーツを支える人材として、指導者の果たす役割は大きいことから、地域のニーズ合わせた人材の確保と育成に努めます。

- ・各種スポーツの指導者や各地区スポーツ推進委員の担い手の養成を図ります。
- ・競技指導者の資格取得等を支援します。
- ・指導者の資質向上、指導技術の研鑽のため、各種研修会や技術講習会へ指導者を積極的に派遣します。

【実践施策③】競技スポーツの推進と支援に努めます。

町スポーツ協会をはじめ、各種目別競技団体と連携し、優れた人材の発掘と長期的展望に立った、継続的な競技スポーツ選手の育成強化を目指します。

- ・優秀選手育成のため県大会・東北大会レベルのスポーツ大会や町外及び県外交流大会を積極的に誘致するなど競技力向上体制の確立を図ります。
- ・トップアスリートを招聘し、スポーツ教室や講習会などを実施し、選手の育成強化を図ります。

(3) スポーツツーリズムの推進

【実践施策①】スポーツ合宿や大会を誘致します。

整備されたスポーツ施設を活かし、スポーツ合宿や大会を積極的に誘致します。

- ・町スポーツ協会や宿泊施設と連携しながら、スポーツ合宿の誘致を図ります。
- ・町スポーツ協会やスポーツ団体と連携して、各種スポーツ大会の誘致を図ります。
- ・いわてスポーツコミッションや盛岡広域スポーツコミッションが首都圏などで開催するスポーツ合宿相談会に積極的に参加し、スポーツ合宿等の誘致を図ります。

【実践施策②】交流人口の拡大と地域経済の活性化を図ります。

スポーツツーリズム奨励補助金により、スポーツ合宿やスポーツ大会の費用の一部を助成することでスポーツ交流を盛んにし、交流人口の増加による町の活性化を図ります。

(4) スポーツ基盤の整備

【実践施策①】スポーツ施設の充実を図ります。

町の社会体育館や総合運動公園などのスポーツ施設の修繕や改修などを計画的に進め、有効的な活用に努めます。また、スポーツ用具や設備について、施設の利用状況に応じて適切に整備し、有効活用を図ります。

- ・老朽化しているスポーツ施設の状況を的確に把握し、計画的に修繕や改修を実施します。
- ・整備されているスポーツ用具を適切に管理し、有効に活用します。

【実践施策②】スポーツ施設利用の促進に努めます。

各スポーツ施設を多くの町民が利用できるよう施設開放のサービス向上に努めます。また、町民の身近なスポーツ・レクリエーションの場として、小中学校の体育館やグラウンドを開放します。また、葛巻小学校屋内温水プールを一般開放し、水中運動やスポーツなどを実施し、健康・体力づくりの場として活用します。

【実践施策③】スポーツコーディネーター等の人材確保と育成に努めます。

町民のライフステージに合わせたスポーツ活動の機会を提供するためには、専門的な知識を持ち、各関係者をコーディネートする人材が必要なことから、人材の確保と育成に努めます。

2 スポーツ推進施策

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

実践施策名	新規 継続	計画期間	事業概要
① 幼児期のスポーツ活動の推進	継続	令和 4～8	・ 幼児期の運動機能を目的としたスポーツ教室の実施 ・ 親子スポーツ教室の実施
② 学校における体育・スポーツ活動の推進	継続	令和 4～8	・ スポーツ少年団団員登録料などの活動支援 ・ 小中体連と連携した各大会の実施 ・ 地域運動部活動に向けての検討 ・ 地域学校協働活動の推進（体育の授業へ地域の人材を活用）
③ 働き盛り、子育て世代のスポーツ活動の推進	継続	令和 4～8	・ ニーズに合わせたスポーツ教室の実施 ・ 町民総合体育大会やチャレンジデーなど町民が参加しやすいスポーツイベントの実施 ・ ウォーキングやサイクリングなど生活に取り入れやすいスポーツ機会の創出
④ 高齢者のスポーツ活動の推進	継続	令和 4～8	・ 高齢者に合わせたスポーツ教室の実施 ・ 健康福祉課と連携した介護予防や認知症予防につながるようなスポーツ教室の実施
⑤ 障がい者のスポーツ活動の推進	継続	令和 4～8	・ 健康福祉課と連携した障がい者の身体機能向上を目的としたスポーツ教室の実施

(2) スポーツに関わる組織・人材の支援

実践施策名	新規 継続	計画期間	事業概要
① スポーツ関係機関・団体との連携強化	継続	令和 4～8	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツ推進協議会を中心とした関係団体と連携したスポーツの推進 ・地区体育振興会へ補助金を交付し地域におけるコミュニティづくりと一体的にスポーツ活動を推進 ・町スポーツ協会総合型スポーツクラブの活動補助を行い、更なる事業の拡充
② スポーツに関わる人材の育成	継続	令和 4～8	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツの指導者を育成 ・各地区のスポーツ推進委員の担い手を養成 ・競技指導者の資格取得等の支援 ・指導者の各種研修や技術講習会への派遣
③ 競技スポーツの推進と支援	継続	令和 4～8	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた人材発掘と継続的なスポーツ選手の育成強化 ・優秀選手育成のため、町外、県外交流を促進 ・トップアスリートを招聘してのスポーツ教室の実施

(3) スポーツツーリズムの推進

実践施策名	新規 継続	計画期間	事業概要
① スポーツ合宿や大会の誘致	継続	令和 4～8	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ協会やスポーツ団体、宿泊施設と連携してスポーツ合宿や大会を誘致 ・いわてスポーツコミッションや盛岡広域スポーツコミッションが実施する相談会に参加
② 交流人口の拡大と地域経済の活性化	継続	令和 4～8	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツツーリズム奨励補助金の交付 ・交流人口の増加により地域活性化を図る

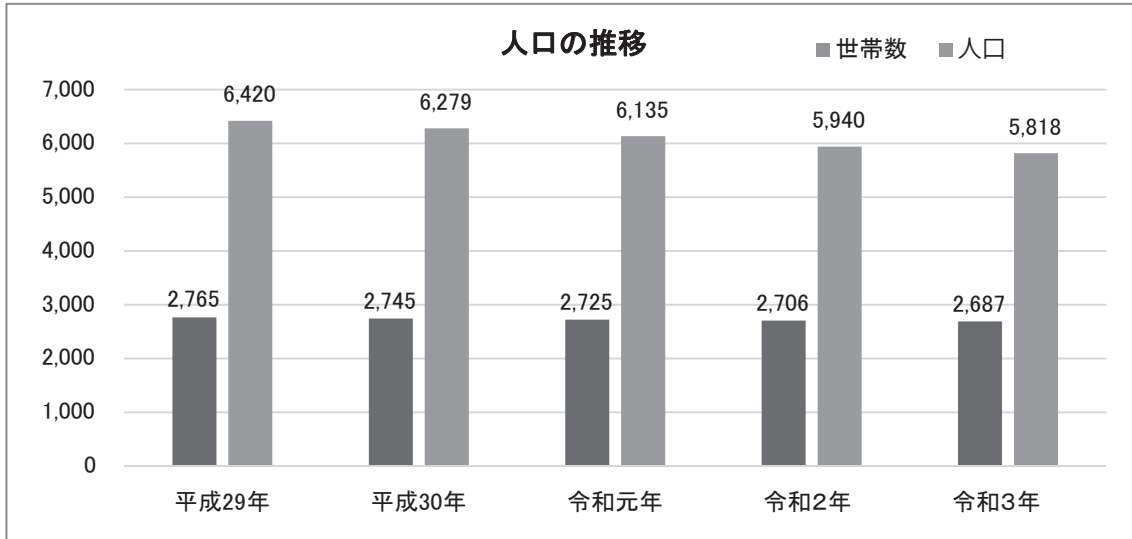
(4) スポーツ基盤の整備

実践施策名	新規 継続	計画期間	事業概要
① スポーツ施設の充実	継続	令和 4～8	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の計画的な修繕と改修の実施 ・スポーツ用具の適切な管理と運用 ・利用者のニーズ把握
② スポーツ施設利用の促進	継続	令和 4～8	<ul style="list-style-type: none"> ・施設開放のサービス向上 ・学校施設の活用 ・温水プールの効果的な活用
③ スポーツコーディネーター等人材の確保と育成	新規	令和 4～8	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識を持ったコーディネーターの確保と育成

1 人口・世帯の状況

(1) 人口及び世帯数の推移

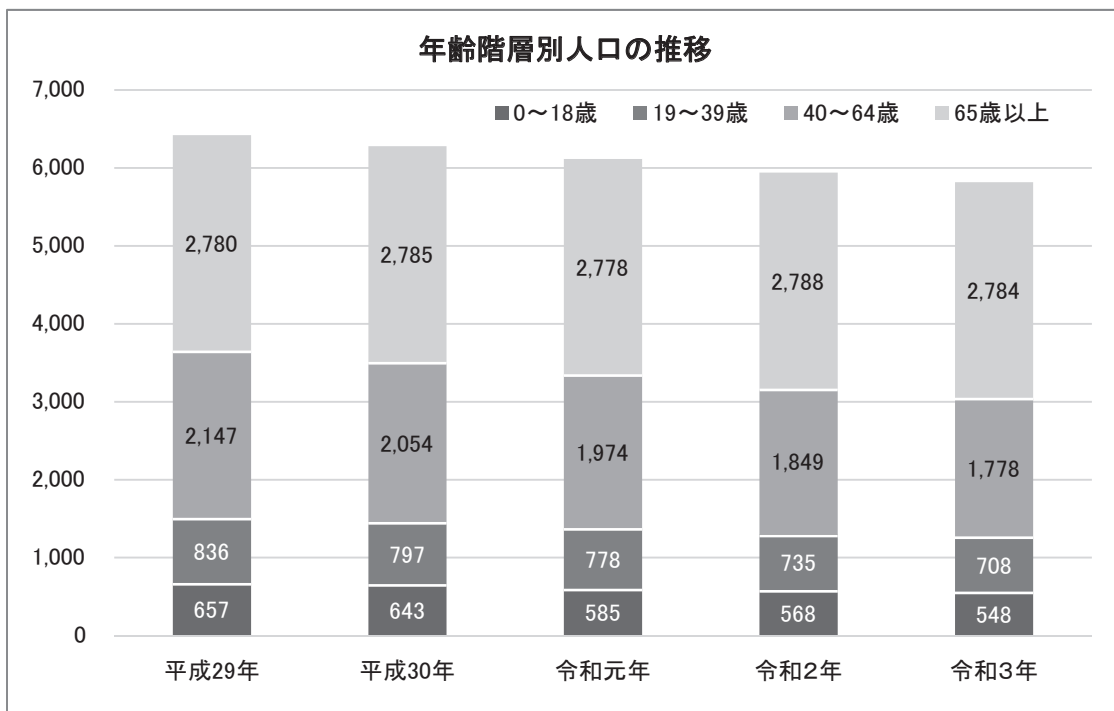
葛巻町の人口は昭和35年の15,964人をピークに減少し続けており、令和3年には人口が5,794人となっています。また、世帯数も減少しており、令和3年には、2,687世帯になっており、今後も減少することが予想されます。



資料：住民会計課

(2) 年齢階層別人口の推移

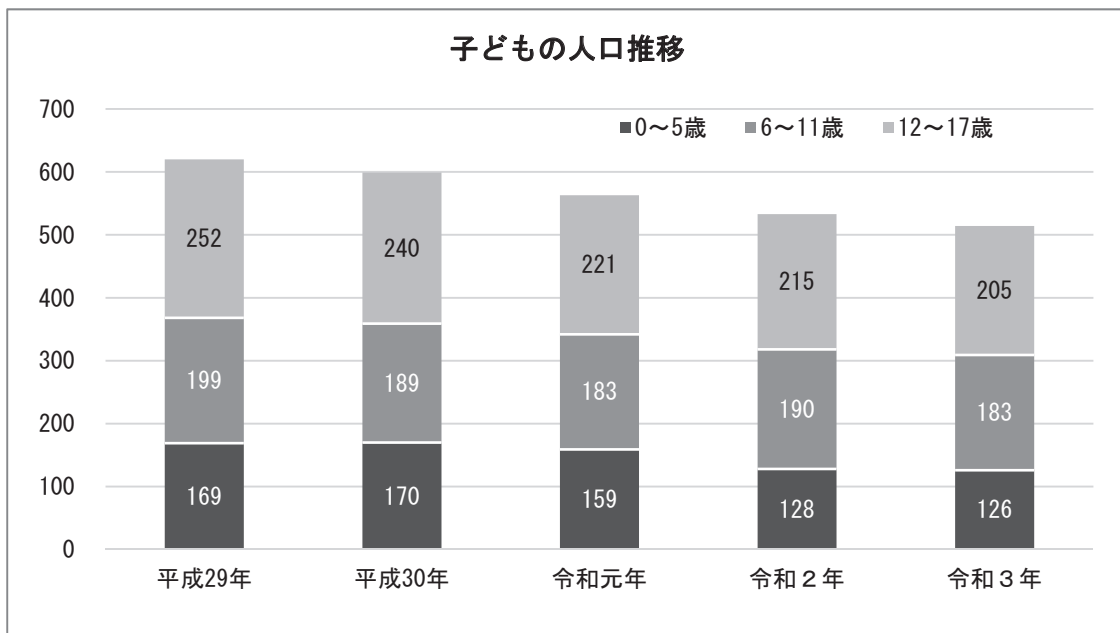
年齢階層別人口の推移をみると、全ての階層において減少しており、65歳以上の人口全体に占める割合が増加しています。



資料：住民会計課

(3) 子どもの人口の推移

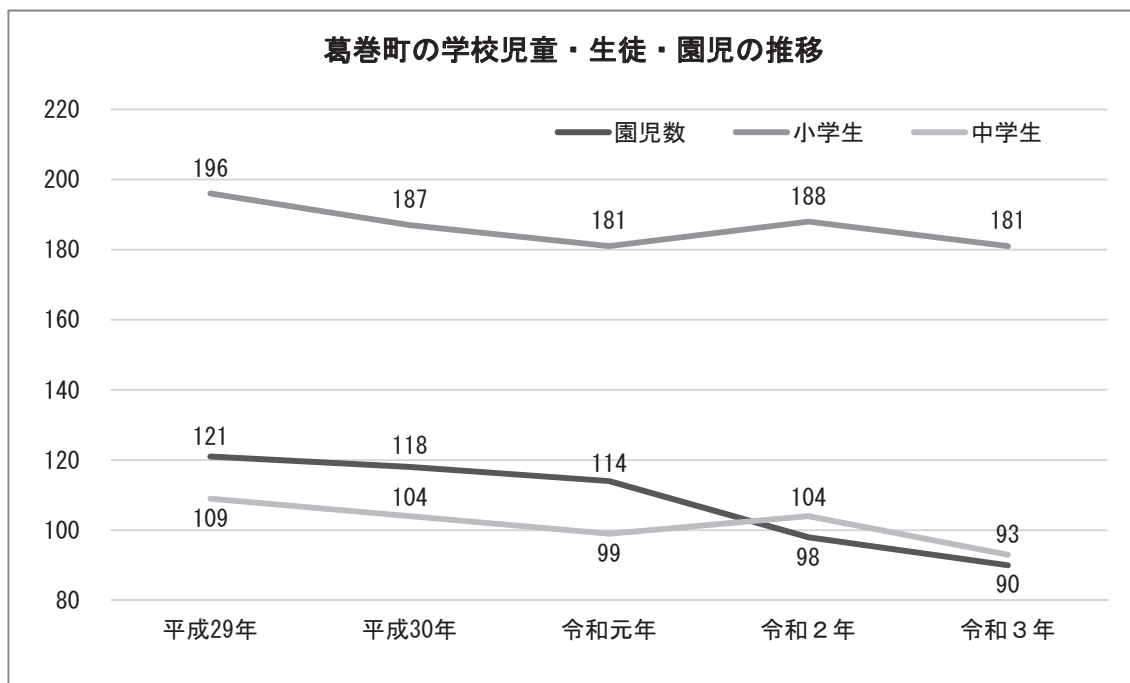
18歳未満の子どもの人口は減少傾向にあります。令和3年は514人となっています。



資料：住民会計課

(4) 葛巻町内学校児童・生徒・園児数の推移

児童・生徒・園児数全てにおいて、減少傾向であるが、園児数の減少が少ないことから保育園利用率が増加傾向となっています。



資料：こども教育課

2 スポーツを取り巻く環境

(1) 葛巻町社会体育施設について

【社会体育館】昭和52年度整備

施設用途	規模	施設内容	使用料
競技場	1,480㎡	バスケットボール 2面 バレーコート 2面 テニスコート 1面 バドミントンコート 4面 ステージ 1面 客席 300席	有料
トレーニング室	165㎡	トレーニング器具 一式	有料
柔剣道室	495㎡	柔道・剣道 1面 卓球用コート	有料

【総合運動公園】平成4年度整備

施設用途	規模	施設内容	使用料
野球場	118,500㎡	両翼 95m センター 122m 夜間照明 6基 バッテリー間 750ルックス 内野 500ルックス 外野 300ルックス 観客席 1,500席 フルカラーLEDスコアボード	有料
多目的グラウンド	15,996㎡	陸上競技トラック (全天候型合成ゴム素材舗装) 400m×8コース インフィールド (ロングパイル人工芝) サッカーコート 一般用1面 " 少年用2面 ABゾーン (短人工芝) 夜間照明 6基	有料
テニスコート	3,298㎡	クレイコート 1面 人工芝 (砂入り) 3面 クラブハウス 1棟	有料
スポーツコート	3,624㎡	人工芝 (砂入り) 6面	有料
子ども広場	8,000㎡	フィールドアスレチック 一式 休憩棟 1棟 遊具 一式	無料

(2) 葛巻町社会体育施設の利用状況について

【社会体育館】

年度	個人	団体		合計 (A)+(B)
	利用者数(A)	件数	利用者数(B)	
平成28年度	2,178人	970件	21,037人	23,215人
平成29年度	2,041人	1,053件	23,397人	25,438人
平成30年度	1,996人	906件	22,839人	24,835人
令和元年度	2,020人	819件	18,878人	20,898人
令和2年度	1,918人	784件	11,901人	13,819人

【総合運動公園】

年度	野球場	運動公園	テニス コート	スポーツ コート	合計
平成28年度	73件	329件	109件	6件	517件
	2,630人	10,720人	711人	540人	14,601人
平成29年度	91件	338件	91件	3件	523件
	2,678人	9,370人	1,088人	195人	13,331人
平成30年度	101件	411件	131件	43件	686件
	3,179人	10,856人	1,441人	1,744人	17,220人
令和元年度	121件	359件	122件	8件	610件
	3,903人	9,904人	1,065人	760人	15,632人
令和2年度	94件	301件	125件	79件	599件
	1,998人	7,061人	792人	823人	10,674人

(3) 学校体育施設と利用状況について

【運動場・体育館】

年度	区分	校数	開放内容 (校数)		開放内容 (回、人)	
			運動場	体育館	延回数	延利用者数
平成28年度	小学校	5校	5校	5校	428回	8,075人
	中学校	3校	3校	3校	131回	2,415人
平成29年度	小学校	5校	5校	5校	445回	7,634人
	中学校	3校	3校	3校	128回	2,098人
平成30年度	小学校	4校	4校	4校	410回	7,767人
	中学校	3校	3校	3校	88回	1,190人
令和元年度	小学校	4校	4校	4校	388回	6,774人
	中学校	3校	3校	3校	77回	661人
令和2年度	小学校	4校	4校	4校	256回	3,457人
	中学校	3校	3校	3校	177回	2,408人

【一般開放型学校プール】平成25年度整備

施設について

施設用途	規模	施設内容	使用料
葛巻小学校 屋内温水プール	932㎡	木造平屋建て（一部2階） PVC被膜ステンレス製 暖房完備：高温暖房機 温水設備：ペレットボイラー コース：25m×9m 4コース 20m×4m/他幼児プール	無料

利用状況について

年度	開放日	延人数	1日平均人数
平成28年度	168日	1,168人	7.0人
平成29年度	169日	1,127人	6.7人
平成30年度	135日	1,099人	8.1人
令和元年度	159日	1,234人	7.8人
令和2年度	166日	1,171人	7.1人

(4) スポーツ大会等の状況

【葛巻町総合体育大会】

(参加延べ人数)

年度	前期競技	中期競技	後期競技	合計
平成28年度	270人	300人	200人	770人
平成29年度	270人	300人	200人	770人
平成30年度	270人	300人	200人	770人
令和元年度	250人	中止	200人	450人
令和2年度	中止	180人	中止	180人

【チャレンジデー】

年度	参加率	参加者数
平成28年度	72.9%	4,854人
平成29年度	76.6%	4,959人
平成30年度	73.0%	4,629人
令和元年度	66.7%	4,135人
令和2年度	中止	—

【総合型スポーツクラブ事業】

年度	教室数	参加者数
平成28年度	8教室	1,566人
平成29年度	8教室	2,028人
平成30年度	9教室	2,281人
令和元年度	9教室	2,010人
令和2年度	7教室	1,575人

(5) スポーツツーリズムについて

【スポーツ大会誘致状況】※スポーツツーリズム奨励補助金実績

年度	大会数	利用人数
平成29年度	11大会	2,130人
平成30年度	11大会	1,904人
令和元年度	9大会	1,829人
令和2年度	0大会	0人

【スポーツ合宿誘致状況】※スポーツツーリズム奨励補助金実績

年度	団体数	利用人数
平成29年度	14団体	1,275人
平成30年度	43団体	1,093人
令和元年度	38団体	1,201人
令和2年度	6団体	338人

3 スポーツに関するアンケート調査実施報告

(1) 調査の目的

町民のスポーツ活動の現状や希望を把握し、葛巻町スポーツ推進計画の施策等へ反映するための基礎資料として活用することを目的とする。

(2) 調査内容

町内に住所を有する20歳以上の方の中から無作為に300名を抽出し、性別、年齢のほか、スポーツ等に関する22項目についてアンケートを行った。

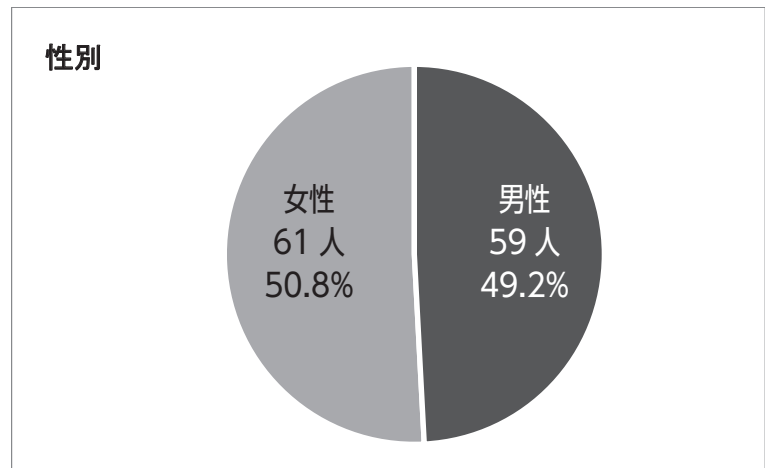
(3) 回答結果

【回答率】

- ①対 象 300人
- ②有効回答 120人
- ③回 答 率 40.0%

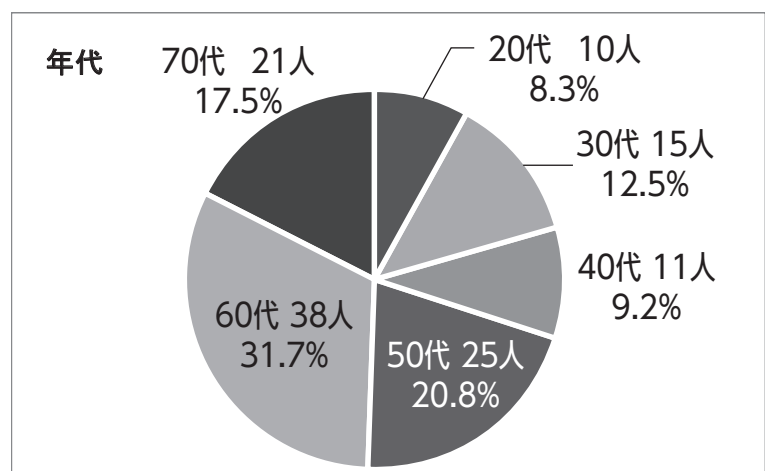
問1 性別

- ①男性 59人 49.2%
- ②女性 61人 50.8%



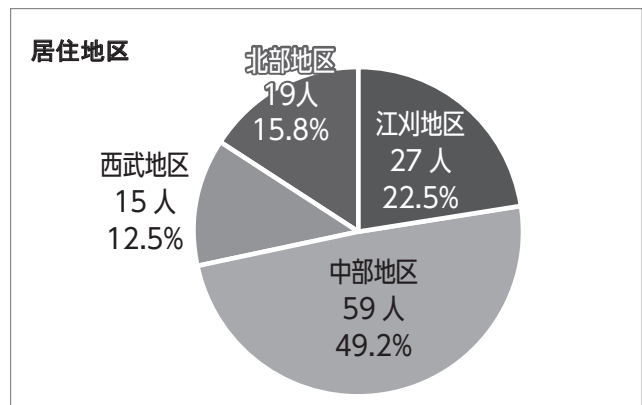
問2 年齢

- ①20代 10人 8.3%
- ②30代 15人 12.5%
- ③40代 11人 9.2%
- ④50代 25人 20.8%
- ⑤60代 38人 31.7%
- ⑥70代 21人 17.5%



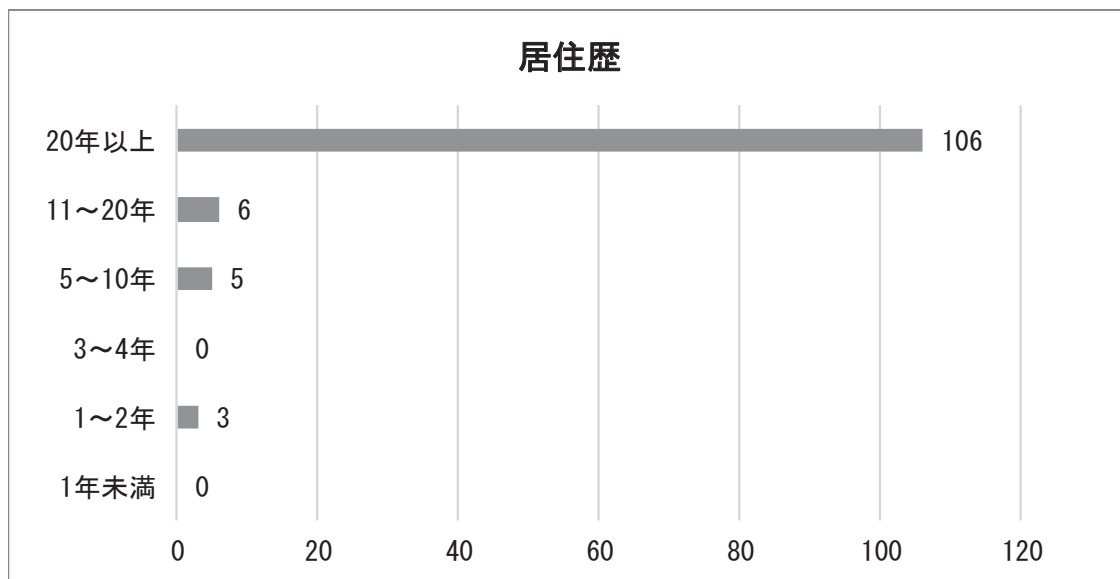
問3 居住地区

- ①江刈地区体育振興会 27人 22.5%
- ②中部地区体育振興会 59人 49.2%
- ③西部地区体育振興会 15人 12.5%
- ④北部地区体育振興会 19人 15.8%



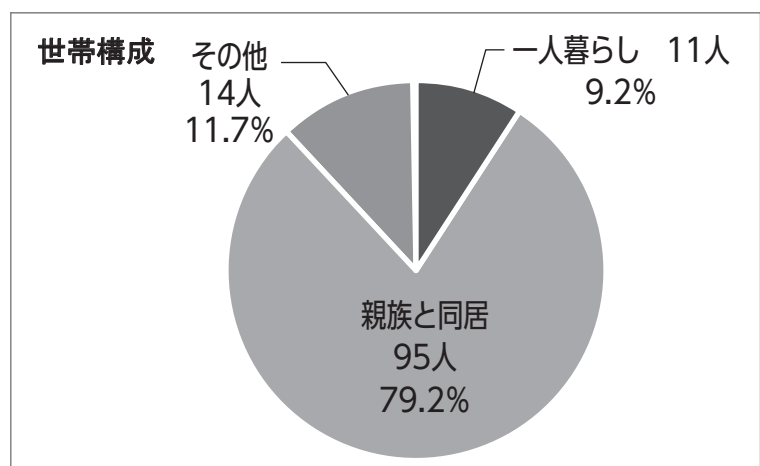
問4 葛巻町居住歴

- ① 1年未満 0人 0%
- ② 1～2年 3人 2.5%
- ③ 3～4年 0人 0%
- ④ 5～10年 5人 4.2%
- ⑤ 11～12年 6人 5.0%
- ⑥ 20年以上 106人 88.3%



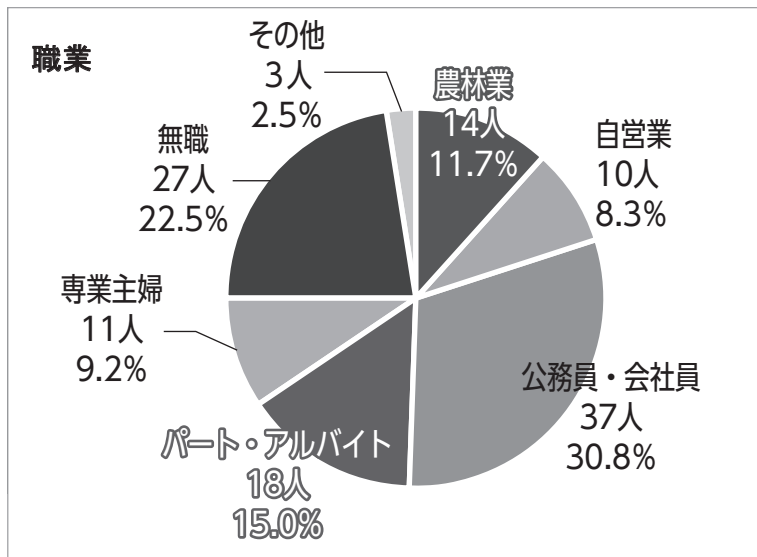
問5 世帯構成

- ①一人暮らし 11人 9.2%
- ②親族と同居 95人 79.2%
- ③その他 14人 11.7%



問6 職業

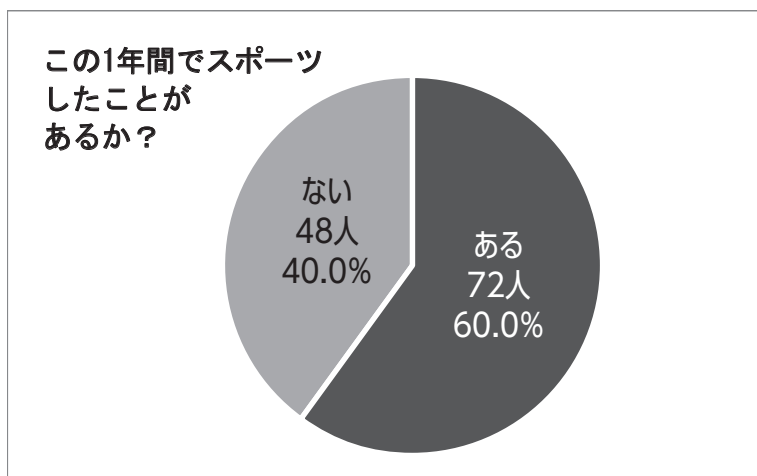
①農林業	14人	11.7%	②自営業	10人	8.3%
③公務員・会社員	37人	30.8%	④パート・アルバイト	18人	15.0%
⑤専業主婦	11人	9.2%	⑥無職	27人	22.5%
⑦その他	3人	2.5%			



その他回答
・団体職員

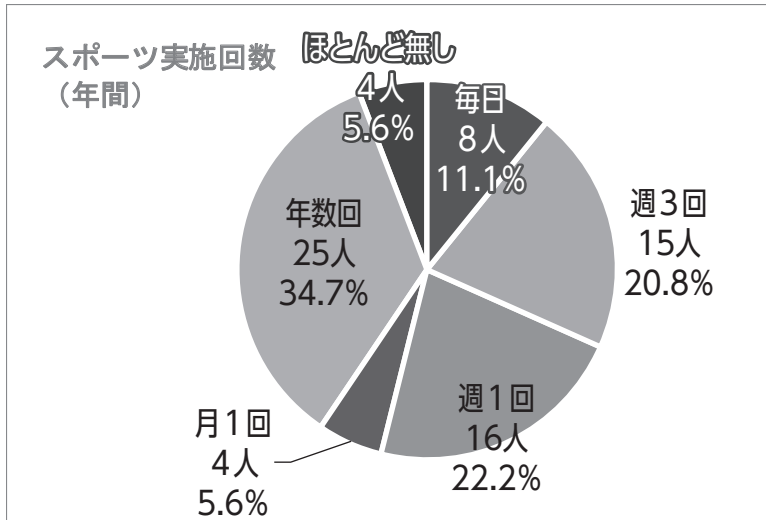
問7-1 この1年スポーツをしたことがあるか？

①ある	72人	60.0%
②ない	48人	40.0%



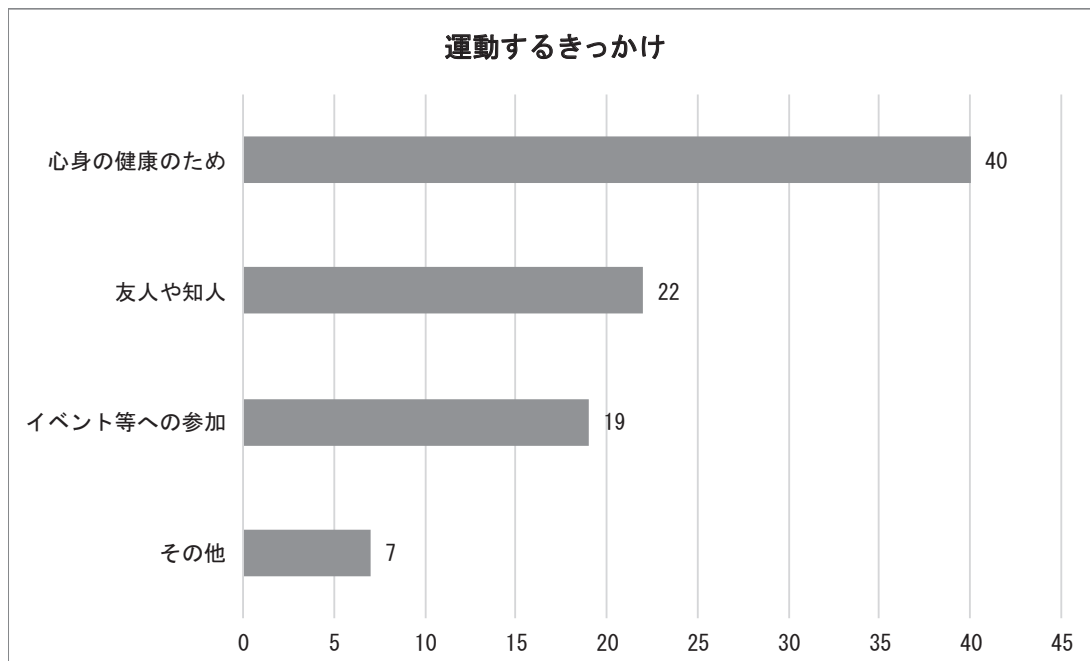
問7-2 問7-1で「ある」と回答した方のスポーツを行った回数

①毎日	8人	11.1%	②週3回	15人	20.8%
③週1回	16人	22.2%	④月1回	4人	5.6%
⑤年数回	25人	34.7%	⑥ほとんど無し	4人	5.6%



問8 運動するきっかけ

①友人や知人	22人	25.0%	②イベント等への参加	19人	21.6%
③自身の健康のため	40人	45.5%	④その他	7人	8.0%

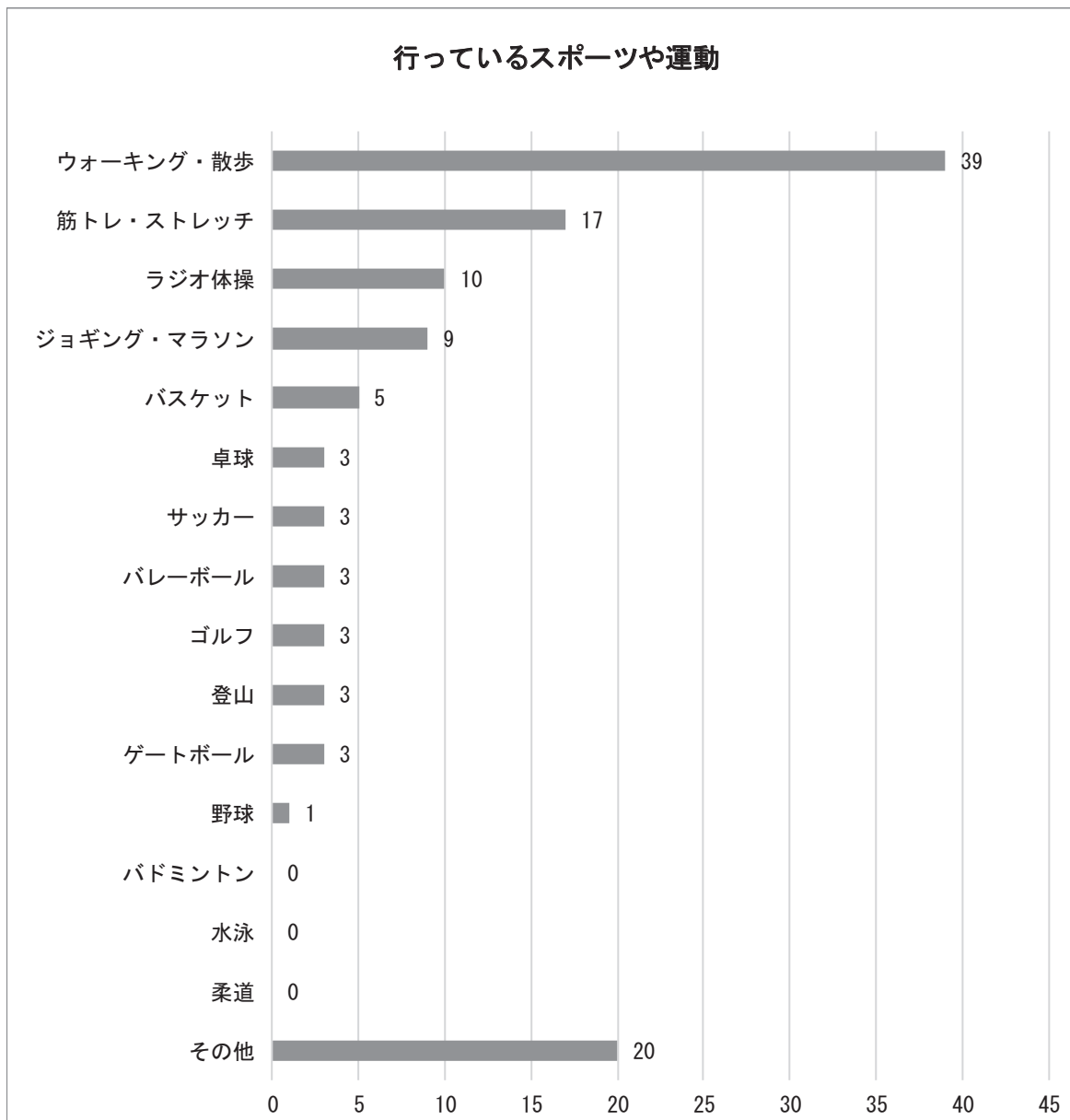


その他回答

- ・コロナで外出を控え自宅でできる運動に取り組んだ
- ・家族 ・仕事 ・登山ガイド ・プロ大会 ・犬の散歩
- ・地区老人クラブふれあい交流事業 ・バイクレースで勝ちたいため

問9 行っているスポーツや運動について

①ウォーキング・散歩	39人	32.8%	②ジョギング・マラソン	9人	7.6%
③筋トレ・ストレッチ	17人	14.3%	④ラジオ体操	10人	8.4%
⑤水泳	0人	0%	⑥野球	1人	0.8%
⑦卓球	3人	2.5%	⑧バドミントン	0人	0%
⑨サッカー	3人	2.5%	⑩バレーボール	3人	2.5%
⑪バスケット	5人	4.2%	⑫ゴルフ	3人	2.5%
⑬登山	3人	2.5%	⑭ゲートボール	3人	2.5%
⑮その他	20人	16.8%			

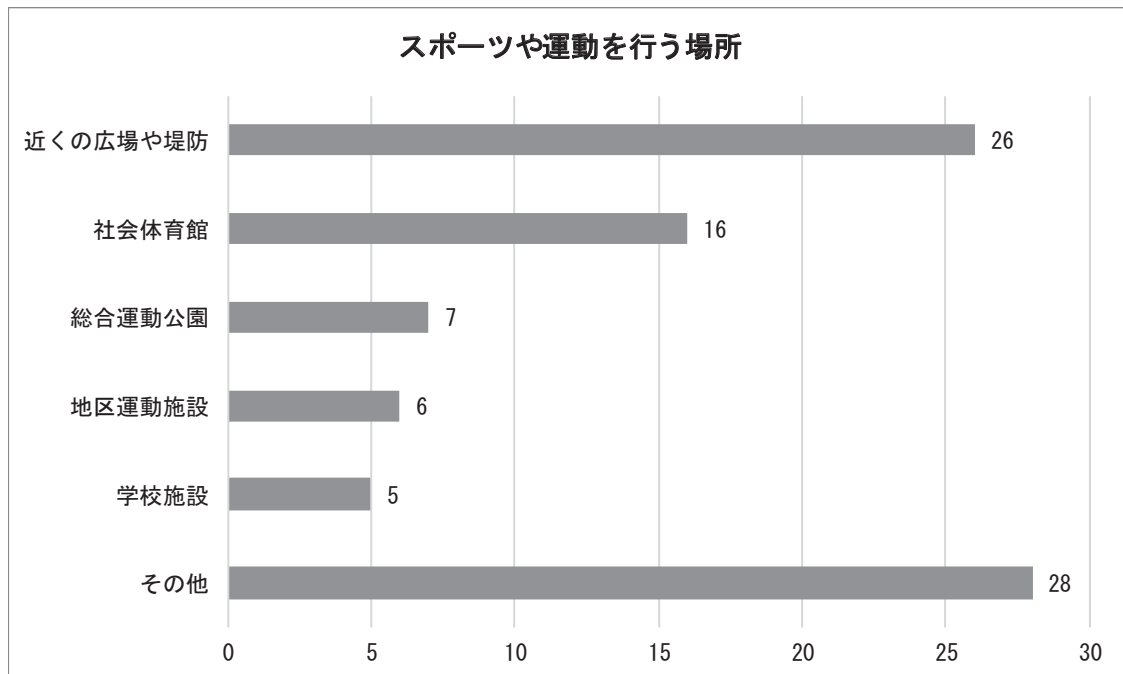


その他回答

- | | | | |
|-------------|--------------|------|---------|
| ・パークゴルフ (6) | ・グランドゴルフ (2) | ・柔術 | ・ネオホッケー |
| ・ソフトバレー | ・町の行事競技 | ・剣道 | ・テレビ体操 |
| ・健康アップ体操 | ・いきいきスポーツ大学 | ・テニス | ・エアロバイク |
| ・モトクロス | ・ダーツ | | |

問 10 スポーツや運動を行う場所

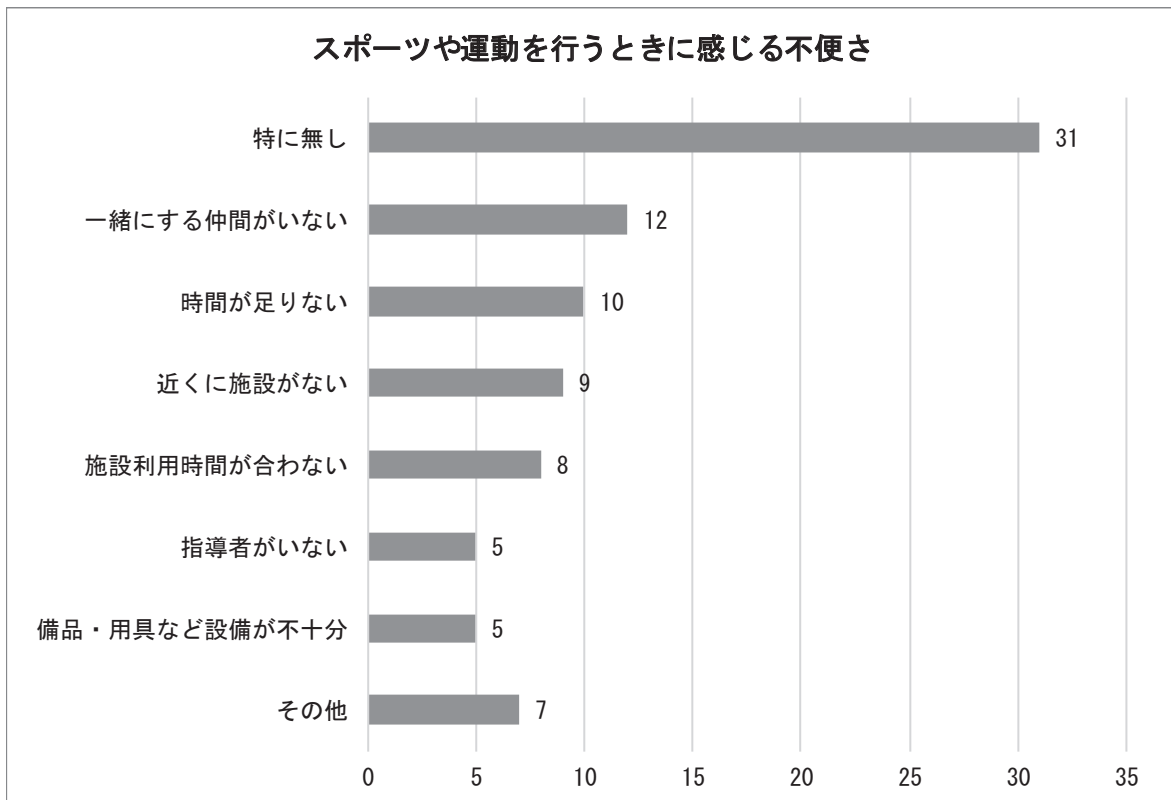
①社会体育館	16人	18.2%	②総合運動公園	7人	8.0%
③学校施設	5人	5.7%	④地区運動施設	6人	6.8%
⑤近くの広場や堤防	26人	29.5%	⑥その他	28人	31.8%



その他回答		
・自宅 (12)	・パークゴルフ場(6)	・県内の山
・公民館	・自宅のそば	・町外の施設 (盛岡市・久慈市など)

問 11 スポーツや運動を行うときに感じる不便さ

①時間が足りない	10人	11.5%
②一緒にする仲間がいない	12人	13.8%
③指導者がいない	5人	5.7%
④近くに施設がない	9人	10.3%
⑤施設利用時間が合わない	8人	9.2%
⑥備品・用具など設備が不十分	5人	5.7%
⑦特に無し	31人	35.6%
⑧その他	7人	8.0%

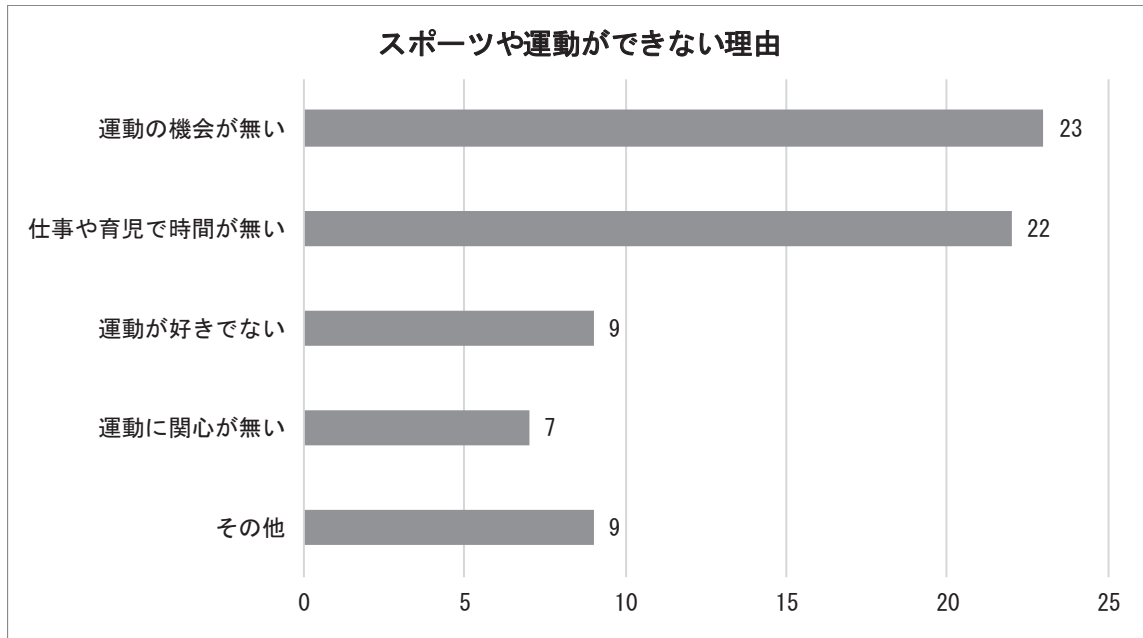


その他回答

- ・忙しくて行けないことがある
- ・人が集まらない
- ・街路灯が無く草ボウボウで歩道が狭い
- ・時間が無い
- ・仕事が不規則で予定が合わない
- ・年齢的なもの

問12 スポーツや運動ができない理由

①運動が好きでない	9人	12.9%	②仕事や育児で時間が無い	22人	31.4%
③運動の機会が無い	23人	32.9%	④運動に関心が無い	7人	10.0%
⑤その他	9人	12.9%			

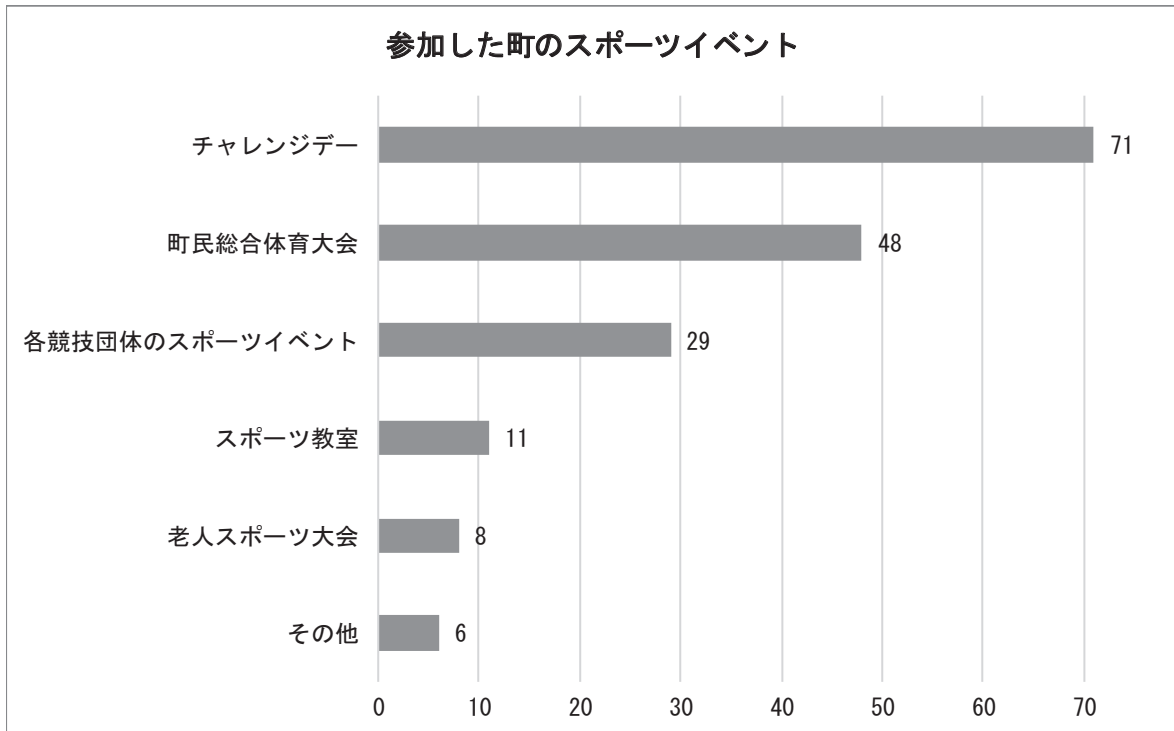


その他回答

- ・体調不良 (2)
- ・社会体育館まで遠い
- ・家事や仕事で時間が無い
- ・事務局の選んだ人のみ参加しているようだ。勝負にこだわるので運動の力が無い人はダメだと決めているようだ

問13 参加した町のスポーツイベント

①町民総合体育大会	48人	27.7%	②チャレンジデー	71人	41.0%
③老人スポーツ大会	8人	4.6%	④スポーツ教室	11人	6.4%
⑤各競技団体スポーツイベント	29人	16.8%	⑥その他	6人	3.5%

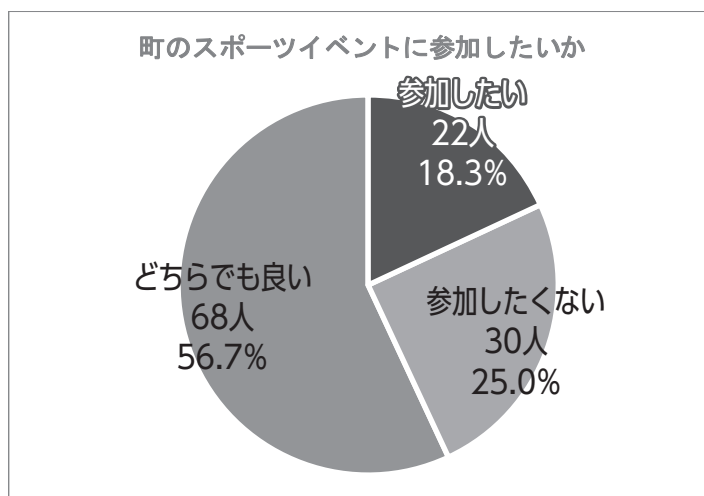


その他回答

- ・参加したことが無い (4)
- ・以前は好んで参加していた

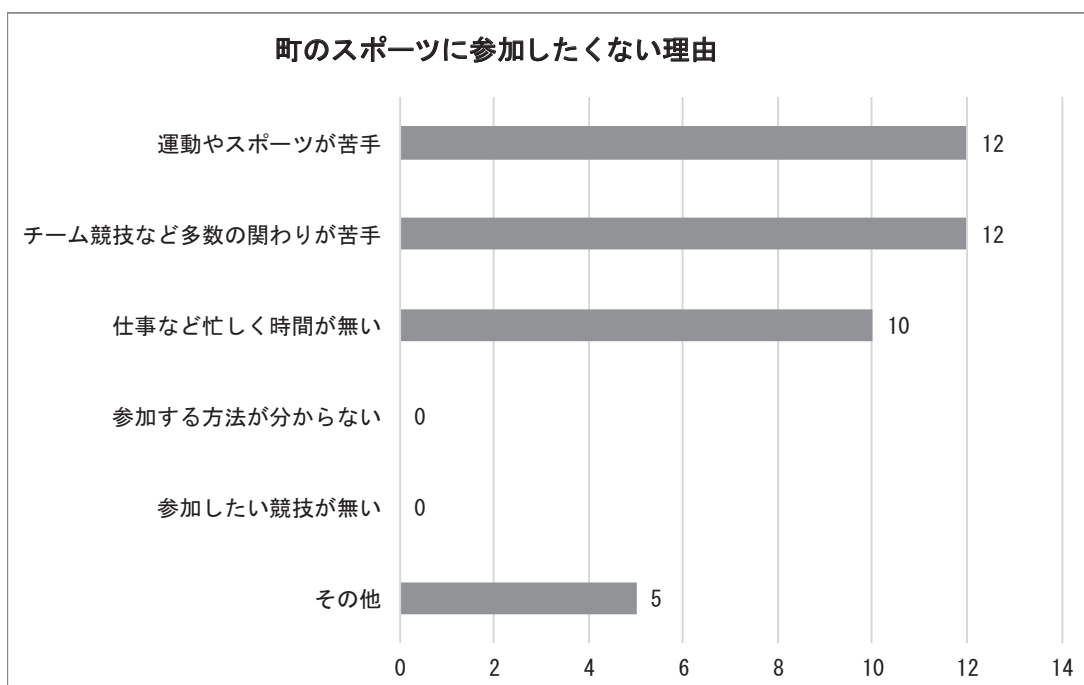
問 14 町のスポーツイベントに参加したいか

- ①参加したい 22人 18.3%
- ②参加したくない 30人 25.0%
- ③どちらでも良い 68人 56.7%



問 15 町のスポーツイベントに参加したくない理由

- ①仕事など忙しく時間が無い 10人 25.6%
- ②参加する方法が分からない 0人 0%
- ③参加したい競技が無い 0人 0%
- ④運動やスポーツが苦手 12人 30.8%
- ⑤チーム競技など多数の関わりが苦手 12人 30.8%
- ⑥その他 5人 12.8%

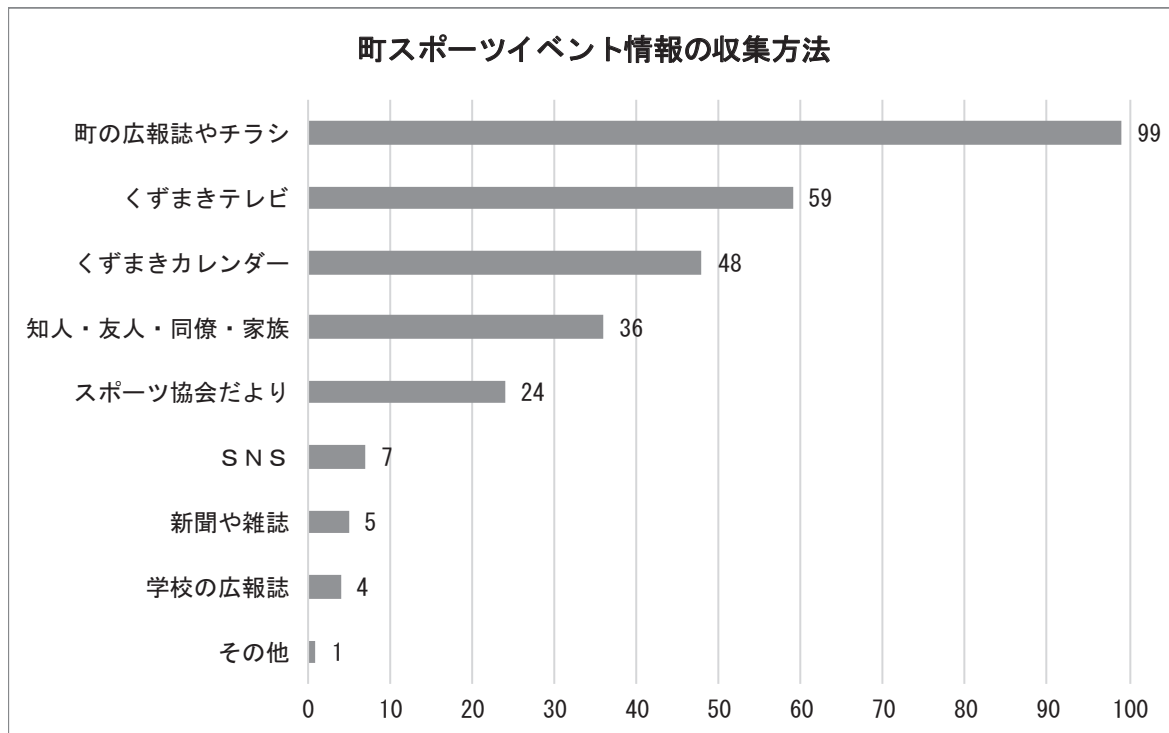


その他回答

- ・ケガ
- ・足に障害があるためできない
- ・体調不良
- ・コロナウイルス感染が怖い
- ・仲の良い人しか誘われないし、行っても悪口を言われる

問 16 町のスポーツイベント情報の収集方法について

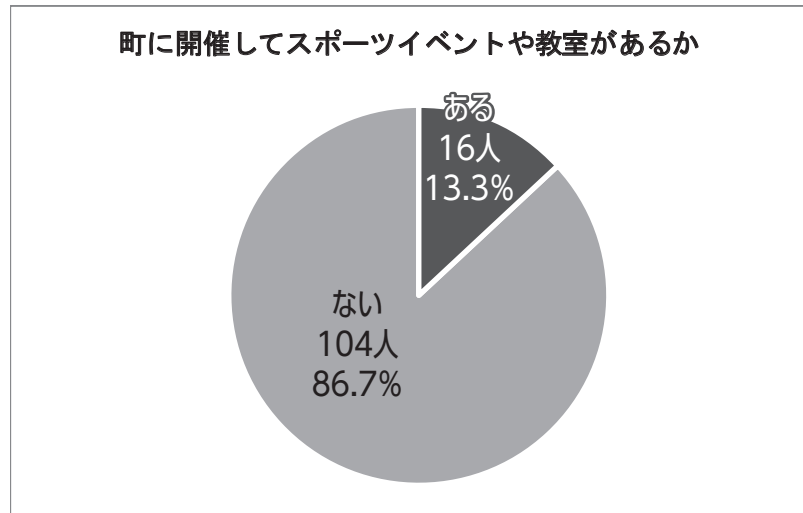
①町の広報誌やチラシ	99人	35.0%	②くずまきテレビ	59人	20.8%
③SNS	7人	2.5%	④新聞や雑誌	5人	1.8%
⑤スポーツ協会だより	24人	8.5%	⑥くずまきカレンダー	48人	17.0%
⑦学校の広報誌	4人	1.4%	⑧知人・友人・家族	36人	12.7%
⑨その他	1人	0.4%			



その他回答
・自治会だより

問 17 町に開催してほしいスポーツイベントや教室があるか

- ①ある 16人 13.3%
- ②ない 104人 86.7%

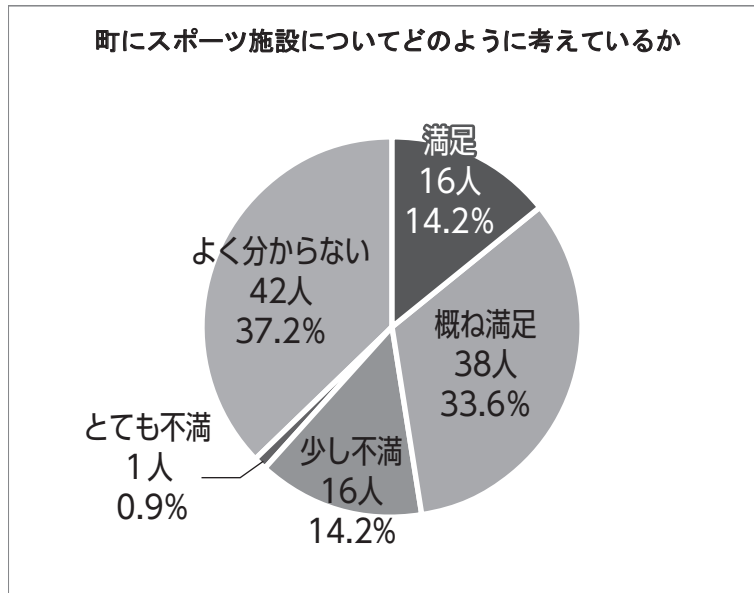


問 18 問 17 で「ある」と答えた方でどのようなイベントや教室を望むか

- ・野球やソフトボール
- ・馬淵川を活用したイベント。水質やごみなどの除去を含む環境を整備し、もっと源流を自慢できる馬淵川にすべき。
- ・親子で参加できるストレッチ
- ・運動している子どもがケガをしないような体づくりができるような機会がほしい。
- ・自宅でありあまり自主的に行わないので親が子どもにどう教えていいかわからない。
- ・3×3 (子ども～)
- ・ヨガやスイミング (女性限定)
- ・社会体育館のマシン類を使ってみたが、初心者には不向きと聞き使えない。教えてくれる人がいたら使ってみたい。
- ・グランドゴルフ (2)
- ・卓球やヨガ
- ・相撲大会
- ・各地区ごとに行う「総合運動会」
- ・ゆるいスポーツ (ベビーバスケット、ブラックホール卓球、いもむしラグビー、イタイッス)
- ・ニュースポーツ
- ・ヨガなどスポーツというより運動
- ・高校野球の地区予選や大会など
- ・各種スポーツの指導者を招いての講演会や実技指導
- ・健康で過ごすことができる為の講話が聴けると良いです。

問 19 町のスポーツ施設についてどのように考えているか

- ①満足 16人 14.2% ②概ね満足 38人 33.6% ③少し不満 16人 14.2%
 ④とても不満 1人 0.9% ⑤よく分からない 42人 37.2%



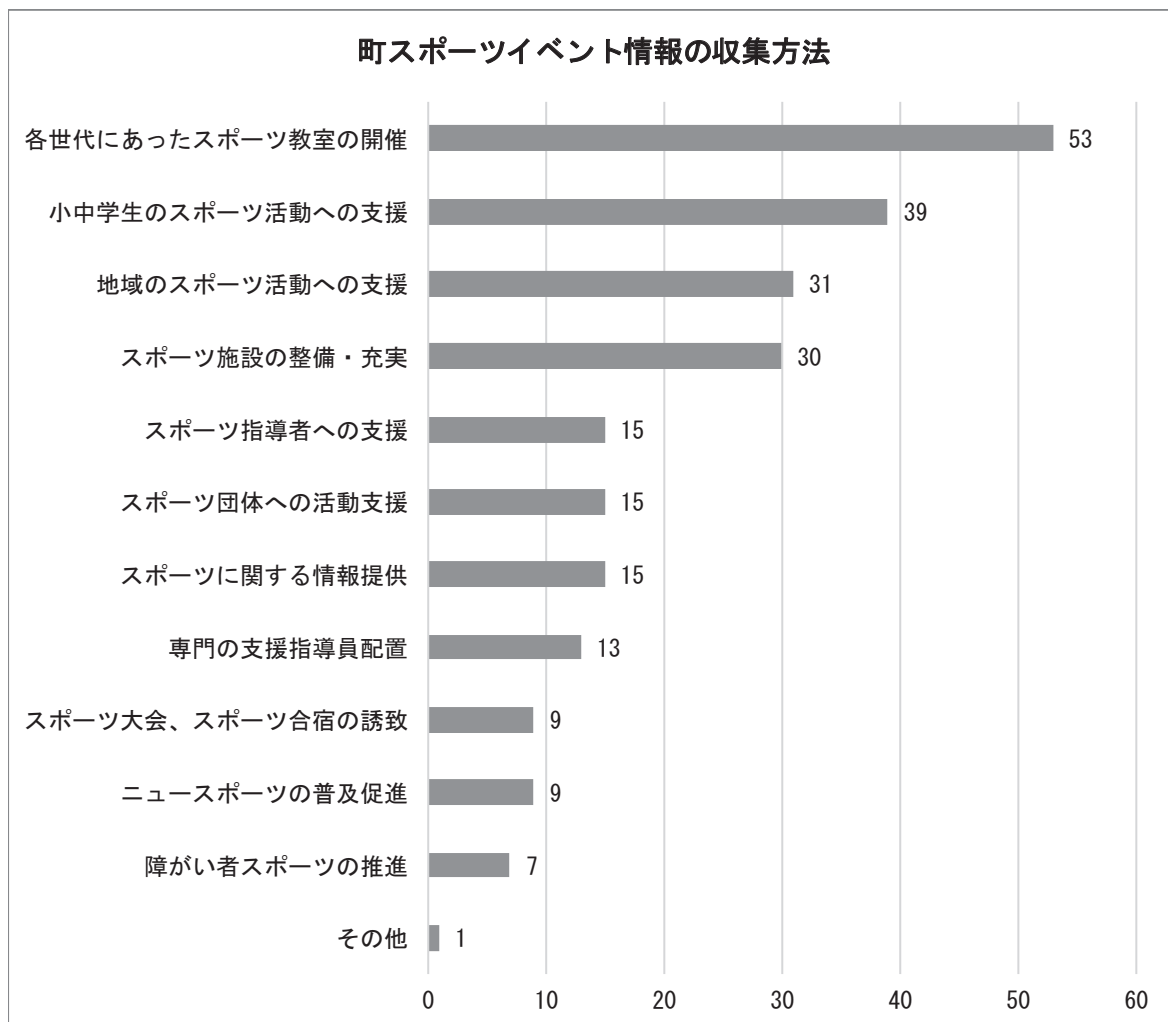
問 20 問 19 で「少し不満」「とても不満」と答えた方で充実してほしい施設は何か

- ・老朽化が目立つので対策してほしい。
- ・スポーツコートに屋根がほしい。
- ・スポーツジムが明るく一人でも使いやすければ良い。
- ・プール、社会体育館、総合運動公園が一か所にあればいいなあとと思います。
- ・ウォーキング道があればいいかな。
- ・パークゴルフ場があれば良い。(2)
- ・屋内スポーツ施設やグランドゴルフ場の整備
- ・運動公園のアスレチックをリニューアルしてほしい。
- ・社会体育館のトレーニング室へ行ってみたいが、なんとなく行きづらい。気軽に使えるようにしてほしい。
- ・グリーンテージの近くにジムがあればいいと思う。
- ・屋外スポーツを冬でもできるドーム型施設等
- ・夜間でもスポーツができるように(屋外)もっと充実させてほしい。
- ・グランドゴルフ場
- ・西根の体育館規模のトレーニング設備を設置して、不特定多数の町民がいつでも利用できるようになってほしい。
- ・役場職員が溜まっていたり、うろうろしている人物がいて、機材が使用できなかったり、集中できなかった。
- ・ウォーキングできるコースや公園があれば助かります。堤防は今は車が通らないので良いが、走るようになったら危険だと思う。
- ・運動用具や設備を充実してほしい。
- ・冬でもゲートボールやグランドゴルフが室内でできる施設があったらいいと思う。

- ・平庭まで行かなくても近場でパーク場があったらいいと思う。
- ・好きな時間に利用できる運動施設
- ・社会体育館の老朽化が激しく雨漏り時修繕が必要です。
- ・今の建物から考えると現在に合ったものに変われば行きやすく、子どもも大人も行き易くなるのではないかと思います。音楽スタジオ、サウナ、カフェ、コミュニティーラウンジ、大きいスクリーンでのスポーツ観戦、ボルダリング、スケートボード、BMXのコースなど他県スポーツ団体練習にも可能なものであれば商業施設にも活気が出るのではないかと思います。
- ・スポーツを楽しみたいと思った時、備品や用具などもう少し気軽に使用できるようになればと思う時がある。

問 21 町のスポーツ推進のため力を入れてほしいこと

①各世代にあったスポーツ教室の開催	53人	22.4%
②地域のスポーツ活動への支援	31人	13.1%
③スポーツ指導者への支援	15人	6.3%
④スポーツ大会、スポーツ合宿の誘致	9人	3.8%
⑤スポーツ施設の整備・充実	30人	12.7%
⑥スポーツ団体への活動支援	15人	6.3%
⑦ニュースポーツの普及促進	9人	3.8%
⑧障がい者スポーツの推進	7人	3.0%
⑨小中学生のスポーツ活動への支援	39人	16.5%
⑩専門の支援指導員配置	13人	5.5%
⑪スポーツに関する情報提供	15人	6.3%
⑫その他	1人	0.4%



その他回答

- ・スポーツ人口の増加

問22 スポーツについての意見・要望等

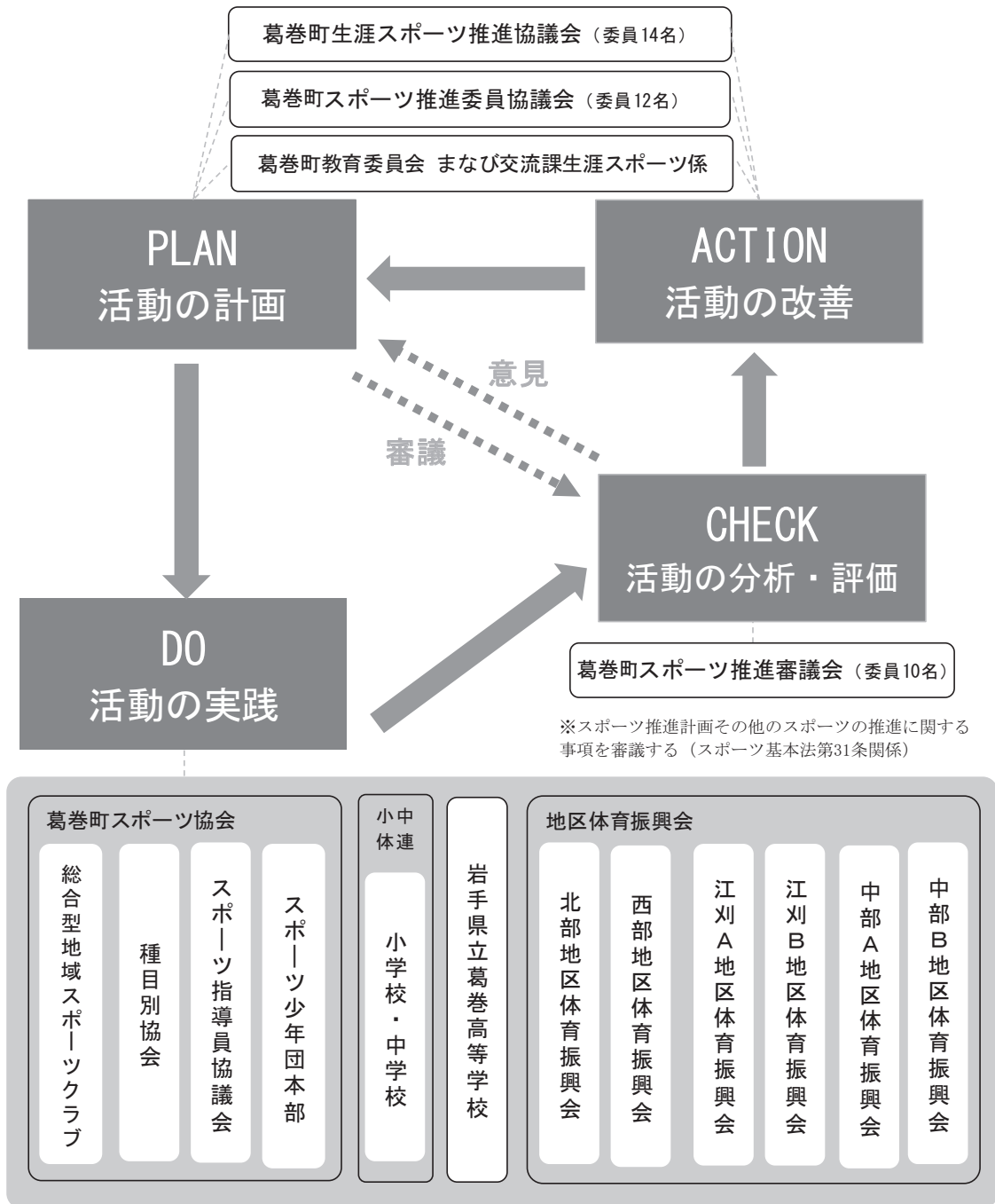
- ・体を動かすことがあまり得意ではないので、なかなか参加しようとする気持ちになれないところがあります。参加しやすい、だれでもできるような内容で企画していただければいいのでは？と思います。
- ・激しい運動はできないが、オジサンたちの野球大会（ソフトボール）ならできそうだ。
- ・町民総合体育大会等とても良いと思いますが、だんだん参加できる人が不足し、人を探るのが大変。
- ・ネオホッケーは西部ツッカーズみたいの本格的にやっている人達と初心者がやってもおもしろくないという意見が多かった。
- ・ミニサッカーもスポ少の子が多いチームと当たると大差で負けるのは確実なのでスポ少の子の人数を軽減するなど考えるべき。
- ・大人も子どもも人が少なくなっているのも無理にやらなくても良いのでは？
- ・体育協会の若い人が多いが指導者が少ない（専門者）。
- ・私の地区ではあまり運動について関心が無いような気がします。自分は元気で働ける（農作業）から今は大丈夫という気持ちかもしれませんが、どのように運動に関心をもたせたらいいか悩んでいます。
- ・中、高ともに部活の方でも、地域の指導者がいなくて子ども達がどのように練習したら良いかとても大変そう。
- ・私のペースでやりたい人なので、人との交流は苦手です。歩いた分だけポイント制とか、続けていく、続けた人にご褒美のようなものがあれば嬉しいのと達成感があり、持続できるよう検討してください。
- ・少子化に伴い、スポ少や中学校高校でのクラブ活動等支障があると聞きます。私が学生だった頃（40年前）はクラブの数もたくさんあり、レギュラーになるのも大変でした。今はクラブの数自体が少ないようで残念に思います。
- ・「町全体参加型」は特定者に限られるので、各地区で地元の地区住民が多く参加できる運動会を年2回程開催すればいいと思う。
- ・今は仕事と趣味で時間がないので定年になってからお世話になりたいと思います。誰でも気軽に楽しくできるスポーツをお願いします。
- ・少子高齢化になってきています。高齢者の企画もありがたいですが、これから将来を担う子どもに色々な面で活躍してほしいと思います。多人数でやる競技ができない場合少人数、個人でもできるスポーツを継続してもらえたらいいのかなと思います。コロナ禍でなかなか思うようにできないと思いますが頑張ってください。
- ・気軽に参加できるスポーツがあれば良いと思う。順位速さでなく体を動かすことを目標のスポーツ導入健康のためのスポーツも必要と思う。
- ・地区を単位としたエリアで、若者から高齢者の方まで幅広い年齢が参加できる軽スポーツの普及を願いたい。
- ・子育て中は、親子で参加できるものがあると参加しやすいです。
- ・人集めに苦勞し「参加しなければならぬ」ものになると辛いです。
- ・小人数でも開催可能なイベントになっていくと良いと思います。
- ・県、東北にも誇れる温水プールをもっと子ども達（小中学生）に開放してあげたらいい

いと思います。夏休みに学校でプールのある日は3～4日とか？生徒も減少して団体競技はできない中、水泳で能力を発揮できる子が育ったなら素晴らしいことです。指導者、インストラクターの配置もお願いします（大人のためにも）。

・各世代の町民が無理なく気軽にスポーツに接していけるように支援協力が続いていくことを願っております。

4 葛巻町生涯スポーツ推進体系とPDCAサイクルプロセスイメージ図

生涯スポーツと本計画の円滑な推進のため「PDCA」サイクル体制により、有効性・効率性の高い施策実施を目指します。



5 スポーツ関係例規

葛巻町生涯スポーツ推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、葛巻町生涯スポーツ推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、町民の生涯スポーツ振興施策を積極的に推進するため、関係機関、団体と一体となって各年代に応じたスポーツ・レクリエーション等を活発化し、もって町民の健康で心豊かな明るい生活の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 生涯スポーツ振興施策の基本方針に関すること。
- (2) 生涯スポーツに係わる事業の促進に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要と認められる事業

(構 成)

第4条 協議会は、別表に掲げる行政機関及び団体をもって構成する。

(役 員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員の任命)

第6条 会長は、教育長をもって充てる。

- 2 副会長、監事は理事会で選任する。
- 3 理事は、構成団体から各1名（スポーツ協会からは2名）選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査し理事会に報告する。

(任 期)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任することができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会 議)

第9条 協議会の会議は理事会とし会長が招集し会議の議長となり、次の事項を審議する。

- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画、事業運営に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。

- (3) 規約の改廃に関する事。
- (4) 役員を選任に関する事。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認めた事項

3 理事会の議事は出席者の過半数で決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(経 理)

第10条 協議会の経理は、補助金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 事務局に、次の職員を置く。

- (1) 事務局長は、担当課長とする。
- (2) 事務局員は、生涯スポーツ係とする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和63年1月21日から施行する。
- 2 この協議会の設立当初の役員の任期は、第8条の規定にかかわらず昭和64年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

葛巻町スポーツ推進審議会条例

平成2年6月29日 条例第5号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、葛巻町スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定数)

第2条 審議会の委員(以下「委員」という。)の数は、10人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成2年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月13日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の(中略)スポーツ推進審議会条例(中略)の規程により委員である者は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則(平成24年3月16日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際現にこの条例による改正前のスポーツ振興審議会条例の規定により委員である者は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

(非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部改正)

3 非常勤特別職の職員の報酬に関する条例(平成20年葛巻町条例第17号)の一部を次のように改正する。

葛巻町スポーツ推進委員に関する規則

昭和47年4月1日
教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項に規定するスポーツ推進委員（以下「委員」という。）の任務、定数、任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員は、住民のスポーツの振興に関する事項として次の職務を行う。

- (1) 住民に対してスポーツの実技指導を行うこと。
 - (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織育成をはかること。
 - (3) 学校、公民館等の教育機関その他の行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関して協力すること。
 - (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関して、その求めに応じて協力すること。
 - (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
 - (6) 住民のスポーツ振興のために必要な指導助言を行うこと。
- 2 委員が指導する前項に規定する職務について、その分担すべき地域及び事項については教育長が定める。

(定数)

第3条 委員の定数は、12人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(研修)

第5条 委員は、常に、その職務を行ううえに必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(補則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月26日教委規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に改正前の葛巻町スポーツ推進委員に関する規則の規程により委員である者は、その任期中に限り、なお、従前の例により在職するものとする。

附 則（平成24年1月27日教委規則第1号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

第7次葛巻町生涯スポーツ推進計画

2022年（令和4年）3月発行

- 発行 葛巻町教育委員会
- 編集 まなび交流課 生涯スポーツ係
- 問い合わせ 〒028-5495 葛巻町葛巻第16地割1番地1
TEL 0195-66-2111 FAX 0195-66-2454
URL <https://www.town.kuzumaki.iwate.jp>